

浜の活力再生プラン推進事業実施要綱

〔平成 29 年 3 月 27 日付け 28 水港第 3289 号〕
農林水産事務次官依命通知
一部改正 平成 30 年 3 月 30 日付け 29 水港第 3136 号
一部改正 平成 31 年 3 月 28 日付け 30 水港第 2617 号

第 1 趣旨

本事業は、漁獲量の減少や資材高騰等により疲弊している水産業や漁村地域の再生を図るため、漁業収入の向上とコスト削減のために具体的な対策に取り組む「浜の活力再生プラン」（浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 水港第 2656 号農林水産事務次官依命通知。以下「プラン通知」という。）第 4 の 2 において水産庁長官により承認されたものをいう。以下同じ。）に基づく漁業所得の向上に向けた取組を推進するため、同プランの見直し又は更新に向けた活動を支援するものである。

第 2 事業内容

本事業は、事業実施主体が自らの漁村地域の活性化に向けた課題の解決や更なる取組の推進を目的として、浜の活力再生プランの見直し又は更新に当たり、以下の取組を支援する。

- 1 事業実施主体による浜の活力再生プランの再検討、評価又は改善のための会合開催、市場調査、専門家招聘等
- 2 漁業関係者及び関係機関への意見聴取、地域内外の浜の活力再生プランの周知等、一連の取組を効果的かつ効率的に進めるための取組

第 3 事業実施主体

本事業の実施主体は、プラン通知第 3 に掲げる要件を満たす地域水産業再生委員会とする。

第 4 採択要件

本事業の採択に当たっては、次に掲げる要件を全て満たすものとする。なお、本事業の実施を通じて更なる漁業所得の向上が見込まれる新たな取組の追加を行う地区を優先的に採択することとする。

- 1 事業実施主体の策定している又は更新しようとしている浜の活力再生プランの対象とする漁村地域において、資源管理の取組が実施されていること。
- 2 本事業を通じて、水産業を核とした漁村地域の活性化を図るための取組を行おうとするものであること。
- 3 前項の取組が、国の施策に整合していること。

第 5 事業実施期間

本事業の実施期間は、平成 29 年度から平成 31 年度とする。

第 6 事業実施手続

- 1 事業実施主体は、別記様式第 1 号に定める事業実施計画書を策定し、関係する都道府県を通じて水産庁長官（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長を経由して水産庁長官へ提出するものとする。以下同じ。）に承認申請を行うものとする。

- 2 水産庁長官は、前項により承認申請があつた事業実施計画書の内容が適当であると認められる場合には、これを承認し、その旨を関係する都道府県を通じて事業実施主体に通知するものとする。
- 3 承認後に生じた、次に掲げる事業実施計画書の重要な変更を行う場合は、1及び2に準ずるものとする。
 - (1) 事業の中止又は廃止
 - (2) 事業実施主体の変更
 - (3) 国庫補助金の増

第7 交付対象経費

- 1 国は、予算の範囲内で本事業の実施に必要な経費について、浜の活力再生プラン推進事業実施要領（平成29年3月27日付け28水港第3291号水産庁長官通知）に定めるところにより事業実施主体に交付するものとする。
- 2 本事業に関し、国による交付のほか、事業実施主体の関係都道府県の単独事業により補助が実施される場合は、国は、当該都道府県を經由して前項の交付を実施するものとする。

第8 事業実施報告

事業実施主体は、本事業が終了したときは、別記様式第2号に定める完了報告書を作成し、事業完了日から1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに関係する都道府県を通じて水産庁長官へ報告するものとする。

第9 報告及び検査

国は、本事業が適切に実施されたかどうかを確認するため、事業実施主体及び関係する地方公共団体等に対し、必要な事項の報告を求めたり、現地への立入調査を行うことができるものとする。

第10 推進指導

国は、事業実施主体に対して、本事業を円滑かつ効果的に実施するために必要な助言及び指導を行うものとする。

第11 交付金の返還

国は、本事業の実施に当たり、本要綱に定める要件を満たさない事項が判明した場合、事業を実施していなかった場合又は事業完了報告書の内容に虚偽があつた場合には、該当する事業実施主体に対し、交付金を返還させる措置を講じるものとする。

第12 委任

本事業の実施につき必要な事項については、本要綱に定めるもののほか、水産庁長官が別に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日より施行する。
- 2 浜の活力再生プラン支援事業実施要綱（平成26年2月6日付け25水港第2657号農林水産事務次官依命通知。以下「旧要綱」という。）は廃止する。ただし、旧要綱の規定により実施した事業に係る報告、検査等については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日）

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の浜の活力再生プラン推進事業実施要綱の規定により行うこととされている平成 29 年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日）

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正前の浜の活力再生プラン推進事業実施要綱の規定により行うこととされている平成 30 年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

別記様式第1号（第6関係）

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

地域水産業再生委員会名
所 在 地
代 表 者 氏 名 印

平成●●年度浜の活力再生プラン推進事業実施計画の（変更）承認について

浜の活力再生プラン推進事業実施要綱（平成29年3月27日付け28水港第3289号農林水産事務次官依命通知）第6の規定に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

- （注）1 添付書類として、別添のほか、地域水産業再生委員会規約及び推進体制の分かる資料を添付すること。
- 2 都道府県による上乘せがある場合は、「地域水産業再生委員会名」及び「所在地」を削除し、「代表者氏名」を「都道府県知事」に置き換えること。

平成●●年度浜の活力再生プラン推進事業実施計画書

1 地域水産業再生委員会

組織名	
代表者名	

再生委員会の 構成員	〇〇漁業協同組合、〇〇市（町村）、株式会社〇〇（〇〇組合代表）
オブザーバー	都道府県（行政部局、水産試験場）、消費者団体〇〇、実需者団体〇〇、NPO法人〇〇

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	
-------------------	--

2 地域の現状

--

3 地域で実施している資源管理にかかる取組

--

4 これまでに行った浜の活力再生プランの取組

--

5 浜の活力再生プランの取組の成果及び課題等／新たに予定する取組の背景

--

6 課題解決のための方針／新規取組の推進／更新後の浜の活力再生プランの取組方針

--

7 関連施策

活用を予定している関連施策名と想定される内容

事業名	想定される事業内容

※具体的な事業名が記載できない場合は、「事業名」は「未定」とし、「想定される事業内容」のみ記載する。

※本欄の記載により関連施策の実施を確約するものではない。

8 平成●●年度浜の活力再生プラン推進事業積算内訳

(1) 収入の部 (単位; 円)

区分	金額
国庫補助金	
都道府県	
市町村	
その他	
合計	

(2) 支出の部 (単位; 円)

区分	事業費	負担区分		積算内訳
		国庫補助金	その他	
合計				

※「区分」欄は実施要領第2別表に掲げる「費目」に分けて記載すること。

別記様式第2号（第8関係）

番 号
年 月 日

水産庁長官 殿

地域水産業再生委員会名
所 在 地
代 表 者 氏 名 印

平成●●年度浜の活力再生プラン推進事業完了報告書の提出について

浜の活力再生プラン推進事業実施要綱（平成29年3月27日付け28水港第3289号農林水産事務次官依命通知）第8の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- （注） 1 添付書類として、別添を添付すること。
2 都道府県による上乗せがある場合は、「地域水産業再生委員会名」及び「所在地」を削除し、「代表者氏名」を「都道府県知事」に置き換えること。

平成●●年度浜の活力再生プラン推進事業完了報告書

1 地域水産業再生委員会

組織名	
代表者名	

再生委員会の 構成員	〇〇漁業協同組合、〇〇市（町村）、株式会社〇〇（〇〇組合代表）
オブザーバー	都道府県（行政部局、水産試験場）、消費者団体〇〇、実需者団体〇〇、 NPO法人〇〇

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	
-------------------	--

2 浜の活力再生プラン推進事業活動実績

(1) 活動内容

年月日	活動内容	事業費	積算内訳	備考
	合計			

※「委託費」がある場合には、委託契約書の写しを添付すること。

(2) プラン通知第4の1の提出の有無

有 ・ 無

都道府県知事への
提出年月日
平成●●年●●月●●日

(3) プラン通知第4の2の承認の有無

有 ・ 無

水産庁長官の承認年月日
平成●●年●●月●●日

3 活動の総括及び今後の活動方針

--